

議案第30号

平成26年度 新居浜市工業用水道事業会計予算

# 平成26年度 新居浜市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度新居浜市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数		3 事業所
(2) 年間総給水量	15,733,600	m <sup>3</sup>
1日平均給水量	46,600	m <sup>3</sup>
(3) 建設改良事業	145,705	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	工業用水道事業収益	294,129	千円
第1項	営業収益	243,228	千円
第2項	営業外収益	1,711	千円
第3項	特別利益	49,190	千円
		支 出	
第1款	工業用水道事業費用	263,172	千円
第1項	営業費用	181,883	千円
第2項	営業外費用	28,700	千円
第3項	特別損失	50,589	千円
第4項	予備費	2,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 62,528千円は、過年度分損益勘定留保資金 36,896千円、当年度分損益勘定留保資金 6,325千円、建設改良積立金 10,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額 9,307千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	89,980 千円
第1項 企 業 債	70,000 千円
第2項 分 担 金	19,980 千円

  

支 出	
第1款 資本的支出	152,508 千円
第1項 建設改良費	145,705 千円
第2項 企業債償還金	6,803 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用 水道事業	千円  70,000	(1)借入先 政府その他 (2)借入方法 普通貸借又は 証券発行 (3)借入時期 平成26年度 ただし、事業又は財 政並びに融資機関の都 合により起債額の全部 若しくは一部を翌年度 に繰越し借入れするこ とができる。	年 4.0 % 以 内	借入先の融資条件に よる。 ただし、必要に応じ、 据置期間及び償還期限 を短縮し、若しくは繰 上償還又は低利に借換 えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費	54,280 千円
(2)交 際 費	50 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成26年2月24日提出

新居浜市長 石川 勝行